

## 総合科学技術会議が行う評価の現状・課題と対応（検討）方向について（メモ）

平成23年5月30日

評価専門調査会事務局

	現状または課題（問題意識）	対応（検討）方向
大規模研究 開発評価  （内閣府設置法第26条第1項第3号に基づく「大規模な研究開発」）	<p>（対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発」が総合科学技術会議が行う事前評価の基準として設定されている。なお、平成22年度及び23年度予算要求においては、当該基準に該当する研究開発はなかった。</li> <li>・現在継続実施されている研究開発の中には、総合科学技術会議が発足する前に開始されていた等の理由から総合科学技術会議による事前評価の対象となっていないが、国費総額が300億円を超える（見込みのある）研究開発が存在する。</li> <li>・プロジェクト等の研究開発が評価対象であり、人材育成や研究拠点整備といった研究のシステム改革に係る政策（施策）は基本的に評価対象とされていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国費総額約300億円以上という基準を見直す必要があるか。仮に見直すとした場合、これに代わる客観的な基準（指標）を設定できるか。</li> <li>・実施期間が長期にわたるもの（たとえば開始後10年以上を経過）等一定基準を設定し、これに該当する研究開発については、実施府省から研究開発及び評価の実施状況を聴取した上で、指定評価の考え方に沿って総合科学技術会議として評価を行う必要性の有無を検討してはどうか。</li> <li>・総合科学技術会議が必要と判断した場合には、内閣府設置法第26条第1項第3号に基づく評価としてではなく、過去に実施した競争的資金制度の評価と同様に、テーマを設定して評価を行い、同法同条同項第4号に基づく意見具申を行うことは可能。</li> </ul>
	<p>（評価の仕組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間評価については、関係府省等による実施状況等を踏まえ必要に応じて実施することとされているが、運用上その判断を行う場合の基準や手続きが明確にされていない（各実施府省が行っている中間評価結果についても報告を受けることが明示されていない）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施府省に対し、中間評価の結果の報告を求めることとし、その結果を基に評価専門調査会として中間評価の必要性を判断することとしてはどうか。その際、判断にあたって、可能な限り客観的かつ具体的な基準を明確にしておく必要があるのではないか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後評価については、 ①事業終了の翌年度に行うこととなっているが、後継のプロジェクトの実施が予定されている場合には、評価結果が後継プロジェクトに必ずしも十分に反映されない懸念がある。</li>   <li>②XFEL、アルマ計画等最先端の研究設備の開発整備を主眼としたプロジェクトでは、事後評価の時点ではそれを活用した研究開発の実施状況や成果の評価が困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継プロジェクトが予定されている場合には、実施府省による評価及び総合科学技術会議の評価も可能な限り前倒しして行う必要はないか。</li>   <li>・研究設備の開発整備等を主眼としたプロジェクトについては、事後評価の一定期間後に利用状況に係るフォローアップを行うこととしてはどうか。</li> </ul>
<p>その他国家的に重要な研究開発  (内閣府設置法第26条第1項第3号に基づく「その他の国家的に重要な研究開発」)</p>	<p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合科学技術会議が指定して評価を行う対象となる研究開発として、現行4つの指標（①科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの、②計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの、③社会的な関心が高いもの、④国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの）が設定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の4つの指標（条件）について変更する必要があるか。</li> </ul>